

# 多摩市下水道事業経営戦略

(令和8年度～令和17年度)

令和8年3月

東京都多摩市



## 目次

はじめに	5
1 事業概要	6
(1) 事業の現況	6
ア 施設	6
イ 使用料の状況	7
ウ 組織	8
(2) 民間活力の活用等	8
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	8
2 将来の事業環境	12
(1) 処理区域内人口の予測	12
(2) 有収水量の予測	12
(3) 使用料収入の見通し	13
(4) 施設の見通し	14
(5) 組織の見通し	16
3 経営の基本方針	17
4 投資・財政計画（収支計画）	18
(1) 投資・財政計画（収支計画）	18
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	18
①収支計画のうち投資についての説明	18
②収支計画のうち財源についての説明	19
③収支計画のうち投資以外の経費についての説明	19
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	20
①今後の投資についての考え方・検討状況	20
②今後の財源についての考え方・検討状況	21

③投資以外の経費についての考え方・検討状況	2 2
(4) 経費回収率の向上に向けたロードマップ	2 2
5 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	2 4
別紙1 収支計画（収益的収支）	2 5
別紙2 収支計画（資本的収支）	2 6
別紙3 原価計算書（参考）	2 7

## はじめに

下水道事業は、汚水の収集・処理、雨水の排除などの社会的ニーズに応じて機能の充実を図りながら、公衆衛生の向上、生活環境の改善、都市の健全な発展、公共用水域の水質保全に貢献してきました。

一方、人口減少等による使用料収入の減少や、今後、耐用年数を迎える施設が急激に増加することにより、施設の改築・更新、維持管理に多額の経費を要することが見込まれます。

こうした厳しい経営環境下においても、住民生活に必要不可欠である下水道事業は、将来にわたり、安定したサービスを提供していくことが求められており、現状や課題を的確に把握し、中長期的な視点に立ち、一層の経営基盤の強化等を図る必要があります。

このような中、平成26年8月総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」により、「各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画」である「経営戦略」の策定を要請され、「多摩市下水道事業経営戦略」（計画期間：令和3年度から令和12年度までの10年間）を策定しました。

計画期間中の令和5年度には「多摩市下水道施設長寿命化（ストックマネジメント）計画（以下、ストックマネジメント計画という）」を改定し、「多摩市雨水対策方針」の策定に向けた取組を始動させるなど、計画的な施設の更新及び将来的な降雨対策等を進めてきました。また、近年の激甚化する災害の発生を受けて「多摩市上下水道耐震化計画」や「多摩市耐水化計画」を策定し、施設の強靱化に向けた取組を始動しました。一方で市場における人件費・物価の高騰などもあり、事業の運営に伴う支出は増額傾向にあります。このように計画策定時とは事業を取り巻く状況が大きく変わってきたことから、令和4年1月総務省通知「「経営戦略」の改定推進について」に基づき、「多摩市下水道事業経営戦略」を改定することとしました（計画期間：令和8年度から令和17年度までの10年間）。

本改定にあたっては、下水道事業を取り巻く環境の変化等に留意しながら、各種計画数値を取りまとめ、振り返りを行いました。今後は、それらを踏まえて改定を行った「多摩市下水道事業経営戦略」に基づき事業を執行することにより、将来にわたって持続可能かつ安全・安心なサービスの提供の実現を目指します。

## 1 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ア 施設

本市は、北は多摩川を境に府中市、東は稲城市、南は町田市と神奈川県川崎市、西は八王子市と日野市に接し、土地は全体的に多摩川と平行に走る一連の丘陵と、南に延びる数条の丘陵に囲まれた地形です。市の総面積は21.01km<sup>2</sup>で、多摩川を除いた20.19km<sup>2</sup>が市街化区域となっており、このうち約6割が多摩ニュータウン区域となっています。

多摩市下水道事業は、昭和37年から始まった民間開発により造成された桜ヶ丘団地の下水道施設の移管から始まり、昭和42年3月に計画処理区域面積96ha、計画処理人口7千5百人の単独公共下水道として事業認可を受けてスタートしました。

同時期の昭和40年代初頭に多摩ニュータウン開発が始まり、昭和46年4月には下水道法第3条第2項の協議に基づき市内が二分され、ニュータウン区域(1,247ha)を東京都、既存区域(772ha)を本市が管理することとなりました。

その後、ニュータウン開発が収束を迎えたことにより、東京都の管理下にあったニュータウン区域が、平成14年4月1日に本市へ移管され、これにより都市計画決定面積2,019ha、事業計画認可面積2,016.9haとなり、令和7年度末における供用開始面積は2,015.7haとなっています。

項目	概要
供用開始年月日(供用開始後年数)	昭和42年3月29日(供用開始後59年)
法適(全部適用・一部適用)非適の区分	平成29年4月1日法適(全部適用)
処理区域内人口密度	74人/ha
流域下水道等への接続の有無	有
処理区数(処理場数)	南多摩処理区 1区(処理場なし)
処理区域内人口	148,335人
下水道処理人口普及率	100%(端数調整後数値)
広域化・共同化・最適化実施状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・多摩川流域下水道へ接続</li><li>・東京都流域下水道本部による水質検査の共同実施</li><li>・東京都水道局に使用料徴収業務を委託</li></ul>

(令和7年度数値)

## イ 使用料

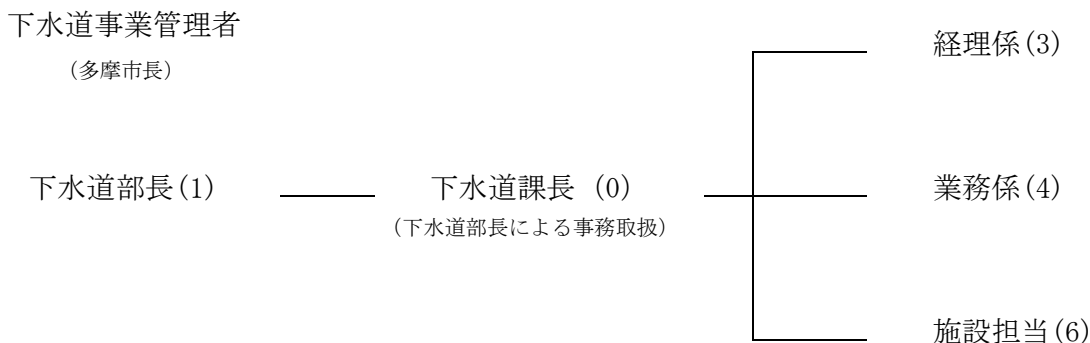
多摩市下水道事業は、昭和46年度から既存区域を多摩市が、ニュータウン区域を東京都が整備・管理していたため、当初は、各区域で料金体系が異なっていましたが、平成12年度に東京都の料金と統一したため、現在は市内全区域の料金体系は同一となっています。

<p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>[料金体系（月額・税抜き）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8立方メートル以下の分 560円</li> <li>・8立方メートルを超え20立方メートル以下の分 1立方メートルにつき110円</li> <li>・20立方メートルを超え30立方メートル以下の分 1立方メートルにつき140円</li> <li>・30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 1立方メートルにつき170円</li> <li>・50立方メートルを超え100立方メートル以下の分 1立方メートルにつき200円</li> <li>・100立方メートルを超え200立方メートル以下の分 1立方メートルにつき230円</li> <li>・200立方メートルを超え500立方メートル以下の分 1立方メートルにつき270円</li> <li>・500立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 1立方メートルにつき310円</li> <li>・1,000立方メートルを超える分 1立方メートルにつき345円</li> </ul>		
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>一般家庭用に同じ</p>		
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	<p>【浴場汚水】[料金体系（月額・税抜き）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8立方メートル以下の分 280円</li> <li>・8立方メートルを超える分 1立方メートルにつき35円</li> </ul>		
<p>条例上の使用料 (20m<sup>3</sup>あたり) ※過去3年度分を記載</p>	<p>令和4年度 1,880円</p>	<p>実質的な使用料 (20m<sup>3</sup>あたり) ※過去3年度分を記載</p>	<p>令和4年度 2,599円</p>
<p>令和5年度 1,880円</p>	<p>令和5年度 2,592円</p>		
<p>令和6年度 1,880円</p>	<p>令和6年度 2,611円</p>		

※条例上の使用料とは、条例で規定している、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいい、実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じた値をいいます

## ウ 組織（令和8年3月現在）

平成29年度には地方公営企業法を全部適用し、下水道事業管理者を設置しましたが、事業運営の方向性に一定の目途が立ったことから、令和6年度より管理者の権限は市長が行うこととして組織改正を行いました。



※（ ）内は、会計年度任用職員を含む職員数

### (2) 民間活力の活用等

これまで、下水道事業の持続性を確保するため、流域下水道での下水処理、接続点・事業場の水質検査、下水道使用料の徴収業務などにおいて、東京都や都内市町村とともに広域化・共同化を進めてきました。

また、下水道施設の維持管理業務等のさらなる効率化や市民サービスの向上を図るため、平成30年度より包括的民間委託の導入について検討を行いました。その結果、単年度契約で業務を分割して発注してきた契約や職員が実施してきた業務を包括して複数年契約する、下水道施設包括的維持管理業務委託を令和4年度から導入しました。令和7年度からは第二期となる委託を実施しており（令和10年度まで）、第一期の実績を踏まえ、契約内容を管渠の定期的な清掃や一部の修繕業務にも拡大しています。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

令和6年度決算の「経営比較分析表」は次のとおりです。

経営比較分析表は、経営状況等を表す経営指標を用いて、経年比較や類似団体（処理区域内人口や処理区域内人口密度等の数値が多摩市下水道事業と近似している団体）との比較を行うことで、経営の現状、課題を的確に把握するものです。直近5か年の数値を用いて分析しています。

総務省自治財政局が示す経営指標の概要を参考に、本市の状況を以下に記載します（項目の番号は経営比較分析表と一致）

# 経営比較分析表 (令和6年度決算)

東京都 多摩市		業種名		業種名		類似団体区分		管理者の情報		面積(m <sup>2</sup> )		人口密度(人/m <sup>2</sup> )	
業種名	法適用	業種名	下水道事業	業種名	公式下水道	類似団体区分	Ac1	管理者	非設置	面積(m <sup>2</sup> )	21.01	人口密度(人/m <sup>2</sup> )	7,042.26
資金不足比率(%)	-	自己資本充足率(%)	97.99	普及率(%)	100.00	有収率(%)	95.80	15月30日時点の職員数(人)	148,084	処置区域面積(100m <sup>2</sup> )	20.16	処置区域人口密度(人/100m <sup>2</sup> )	7,357.89
								15月30日時点の職員数(人)	148,335				
								非設置	2,086				

## 1. 経営の健全性・効率性

### ① 経常収支比率(%)

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
値	111.06	121.31	121.20	119.16	122.34	115.55	105.36
平均値	106.55	108.01	105.50	105.24	105.55		

### ② 経常収支比率(%)

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	5.95	5.27	4.83	4.50	4.38		

### ③ 流動比率(%)

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
値	2,332.78	2,771.85	2,215.07	2,783.97	2,399.61	947.90	917.90
平均値	72.33	80.08	87.33	92.26	94.90		

### ④ 企業債償還対事業債償還比率(%)

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
値	16.70	11.94	9.67	7.69	6.72	6.72	6.72
平均値	73.52	62.33	66.80	63.50	63.62		

### ⑤ 経集回収率(%)

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
値	126.70	145.95	146.13	142.11	148.08	97.29	99.29
平均値	98.61	98.75	98.36	97.29	99.29		

### ⑥ 汚水処理原価(円)

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
値	89.01	88.03	88.93	91.19	88.17	142.03	140.93
平均値	141.24	142.03	142.11	145.49	144.29		

### ⑦ 施設利用率(%)

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
値	99.79	99.79	99.78	99.77	99.78	61.49	62.15
平均値	94.56	94.75	94.92	95.01	94.96		

### ⑧ 水次化率(%)

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
値	99.79	99.79	99.78	99.77	99.78	94.96	94.96
平均値	94.56	94.75	94.92	95.01	94.96		

## 2. 老朽化の状況

### ① 有形固定資産減価償却率(%)

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
値	20.30	24.98	29.45	33.68	37.63	36.70	36.70
平均値	23.87	31.34	32.91	34.87	36.70		

### ② 構築老朽化率(%)

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
値	4.23	7.23	9.63	10.24	12.03	10.69	10.69
平均値	5.64	6.43	7.75	9.44	10.69		

### ③ 舗装改善率(%)

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
値	0.07	0.01	0.02	0.12	0.02	0.02	0.02
平均値	0.19	0.19	0.21	0.20	0.22		

### グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和6年度全国平均

### 分析欄

#### 1. 経営の健全性・効率性について

多摩市では、下水道普及率が約100%に達しており、下水道施設(下水道管やポンプ施設)の新たな整備工事はほとんどなく、すでに整備された施設の維持管理業務が中心となっている。そのため、近年、新規施設を建設するための財源とする企業債の借入れは行っておらず、過年度に借入れた企業債の残高及び完済・繰上返済の償還額が年々減少している。

これにより、使用収入に対する企業債残高の割合である企業債償還対事業債償還比率は非常に低いものとなっている。短期的な債務に対する支払い能力を示す流動比率は、100%を大幅に上回っている。

また、本市の下水道施設の多くは東京都からの移転による施設であることから、減価償却費は本市の財政負担に反映されず、コスト負担の面は、類似団体に比べて低くなっている。

以上から、単年度の収支を占す経常収支比率は、黒字であることを示す100%を超過、安定した経営状況を維持している。発生した赤字額については、将来発生する施設更新投資等の財源として確保している。

#### 2. 老朽化の状況について

構築の老朽化率(割合)を示す有形固定資産は近年増加傾向にある。多くの下水道施設は築年数都市化に対応するため定期的に集中して整備が行われており、今後も構造的な耐用年数50年を超える施設が急増することとなるため、老朽化した施設の更新が課題となっている。

③舗装改善率が前年度に比べて高増したが、これは、令和5年度に一部改定した中長期的な施設の更新計画「多摩市下水道施設更新計画(ストロクマネジメント計画)」に基づき、改善を主とした更新を実施したためである。今年も老朽化率の増加が抑制されるため、引き続き財政状況を改善しつつ、同計画に基づく取組を進めていく。

#### 全体概況

現在、非常に安定した経営状況を保っているものの、下水道施設の大幅更新時期を目前に控えている。更新にあたっては、莫大な経費を要することとなる。一方、下水道使用料収入は、長期的には減少することが想定される。

令和2年度に「多摩市下水道事業経営戦略」を策定し、令和4年度に経営業務を一括して施設年次別更新計画(ストロクマネジメント)の導入を目的とする「多摩市下水道事業経営戦略」の刷新、下水道施設の包括的維持管理業務委託(第2期)の開始を決定しており、将来にわたって安定的な経営が可能となることを目指し、取組を継続している。

※ 「経常収支比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「構築老朽化率」については、法適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

## 1. 経営の安全性・効率性

### ①経常収支比率（％）

使用料収入、一般会計からの繰入金及び国や都の補助金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、100％以上であれば当該年度の収支が黒字であることを示しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行に伴う使用料の無償化（2か月）を実施した影響で収入が減少したことから、一時的な低下は見られたものの、それ以外の年度では概ね120％前後で安定的に推移しており、支出入のバランスが取れていると言えます。

### ③流動比率（％）

1年以内に支払うべき債務に対して、支払うことができる現金等がある状況を表す指標であり、100％以上であることが必要です。本市は平成14年度以降、企業債の借入れを行っておらず、償還も進んでいることから、他団体と比較すると流動負債の金額が極めて小さく、概ね2,000％以上で推移しています。

### ④企業債残高対事業規模比率（％）

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。前述のとおり、本市の企業債償還は進んでいることから、令和4年度以降は10％を下回っています。

### ⑤経費回収率（％）

使用料で回収すべき経費（汚水処理費）を全て使用料で賄えているかを表す指標であり、100％以上であることが必要です。本市の下水道施設の多くは東京都からの移管による受贈財産であることから、減価償却費に占める長期前受金の割合が大きく、他団体に比べて汚水処理費を抑えられており、概ね140％台で安定的に推移しています。前述のとおり、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行に伴う使用料の無償化（2か月）を実施した影響で収入が減少したことから、一時的な低下は見られたものの、それ以外の年度では良好な状態を保ち続けています。

### ⑥汚水処理原価（円）

有収水量1m<sup>3</sup>あたりの汚水処理に要した費用であり、経年比較や類似団体比較を通じて効率的な汚水処理が実施されているかを把握するための指標です。類似団体が140円程度で推移する中、前述のとおり、本市は汚水処理費を抑えられていることから、90円前後で安定的に推移しており、効率的に汚水を処理できていると言えます。

### ⑧水洗化率（％）

処理区域内人口のうち、水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を示す指標であり、ほぼ100％となっています。

## 2. 老朽化の状況

### ①有形固定資産減価償却率（％）

有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標であり、経年比較や類似団体比較を通じて、将来の施設の改築等の必要性を推測することが可能ですが、明確な数値基準を示すものではありません。直近5か年を見ると数値は上昇傾向にあり、類似団体と比較すると同程度の水準まで達していますが、本市としてはストックマネジメント計画に基づく調査と修繕・改築等により下水道施設の状態を適正に保っています。

### ②管渠老朽化率（％）

法定年数を越えた管渠延長の割合を表した指標であり、経年比較や類似団体比較を通じて、将来の施設の改築等の必要性を推測することが可能ですが、明確な数値基準を示すものではありません。直近5か年を見ると数値は上昇傾向にあり、令和3年度以降は類似団体の数値を上回っていますが、本市としてはストックマネジメント計画に基づく調査と修繕・改築等により下水道施設の状態を適正に保っています。

### ③管渠改善率（％）

当該年度に更新した管渠延長の割合を示した指標で、管渠の更新ペース等を把握することができますが、明確な数値基準を示すものではありません。年度によってばらつきがみられるのは、改築は調査による損傷の数や程度に基づいて実施され、それぞれ施工内容も異なるためです。

以上のとおり、本市の経営状況は良好となっています。しかしながら、今後は流域下水道維持管理負担金をはじめとする経費の増額が見込まれるため、これらの数値指標を維持するための対策を講じていく必要があります。

## 現状分析一覧

経営指標	算出式	望ましい状態	5か年平均※	判定
経常収支比率（％）	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	100％以上 (黒字)	119.0	○
流動比率（％）	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	100％以上 (短期的な支払能力)	2534.8	○
企業債残高対事業規模比率	$\frac{\text{企業債残高-一般会計負担額}}{\text{営業収益-雨水処理負担金}} \times 100$	基準なし	10.4	—
経費回収率（％）	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分除く）}} \times 100$	100％以上 (標準料で経費を払っている)	141.8	○
汚水処理原価（円）	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分除く）}}{\text{年間有収水量}}$	基準なし	89.1	—
水洗化率（％）	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$	100％ (水質保全等の観点)	100.0	○
有形固定資産減価償却率（％）	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	基準なし	29.2	—
管渠老朽化率（％）	$\frac{\text{法定耐用年数を超過した管渠延長}}{\text{下水道敷設延長}} \times 100$	基準なし	8.7	—
管渠改善率（％）	$\frac{\text{改善（更新・改良・修繕）管渠延長}}{\text{下水道敷設延長}} \times 100$	基準なし	0.2	—

※小数点第2位を四捨五入して掲載

## 2 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

近年は、大規模集合住宅の入居等による人口の流入及び駅前開発等による影響はやや落ちつき、人口は横ばいの傾向が続いていますが、今後は、少子化や自然減等の要因により人口は減少傾向になると予想されます。

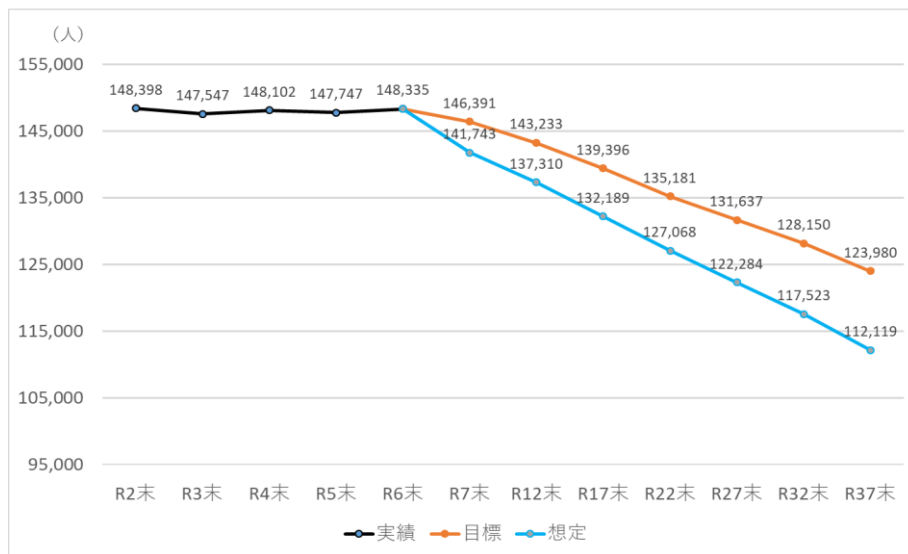
処理区域内人口の推移 (人)

年 度	R02 末	R03 末	R04 末	R05 末	R06 末
処理区域内人口	148,398	147,547	148,102	147,747	148,335

目標人口と想定人口の推移 (人)

年 度	R07 末	R12 末	R17 末	R22 末	R27 末	R32 末	R37 末
目標人口	146,391	143,233	139,396	135,181	131,637	128,150	123,980
想定人口	141,743	137,310	132,189	127,068	122,284	117,523	112,119

出典「第六次多摩市総合計画」



### (2) 有収水量の予測

有収水量（料金徴収の対象となる水量）は、一時的に増加した年も見受けられますが、減少傾向にあります。一人当たりの有収水量については、平成14年度が約114.4 m<sup>3</sup>であったのに対し、令和6年度末で約104.1 m<sup>3</sup>と22年間で約9%減少しており、これは節水機器の普及等によるものと考えられ、今後も減少は続くと考えられます。

人口は「(1) 処理区域内人口の予測」のとおり減少傾向が見込まれ、一人当たりの有収水量についても節水機器の普及等により減少していく見込みのため、有収水量も減少する見込みです。

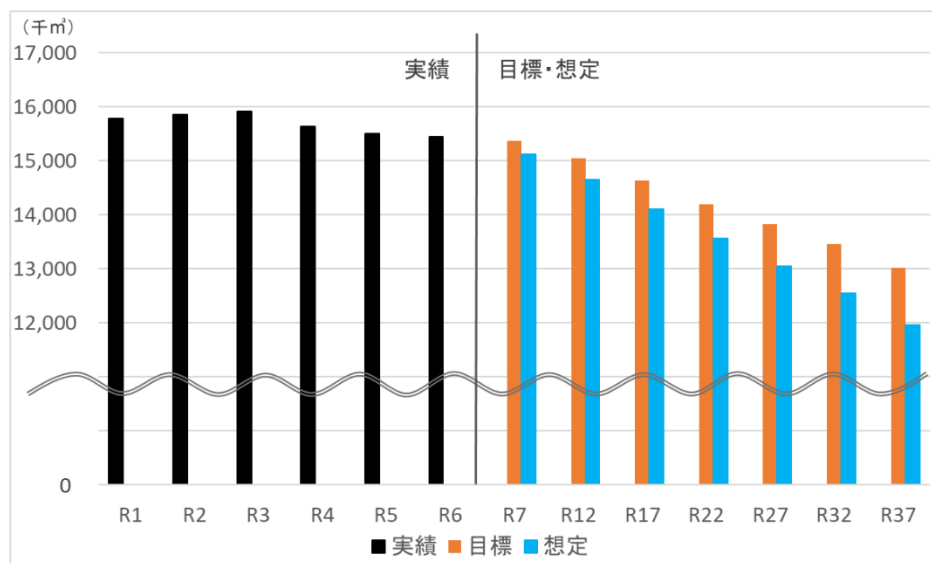
有収水量の推移 (m<sup>3</sup>)

年 度	R02	R03	R04	R05	R06
有収水量	15,864,720	15,918,125	15,630,137	15,501,304	15,447,586

有収水量の見込み (m<sup>3</sup>)

年 度	R07 末	R12 末	R17 末	R22 末	R27 末	R32 末	R37 末
予測 1	15,376,371	15,044,667	14,641,642	14,198,914	13,826,666	13,460,404	13,022,402
予測 2	15,127,204	14,654,102	14,107,575	13,561,048	13,050,486	12,542,379	11,965,649

※予測 1 は目標人口、予測 2 は想定人口を使用し、節水機器等の影響による減少率を約 0.23% と見込んで算出しています。



### (3) 使用料収入の見通し

有収水量が減少傾向にあることから、使用料収入も減少傾向にあります。人口減少や節水機器の普及等により、中長期的にも有収水量の減少が見込まれるため、使用料収入も減少していくと予想されます。なお、本計画中の収支計画においては、収入を厳しく見込むため、想定人口により算出した使用料(予測 2)を採用しています。

使用料収入の推移

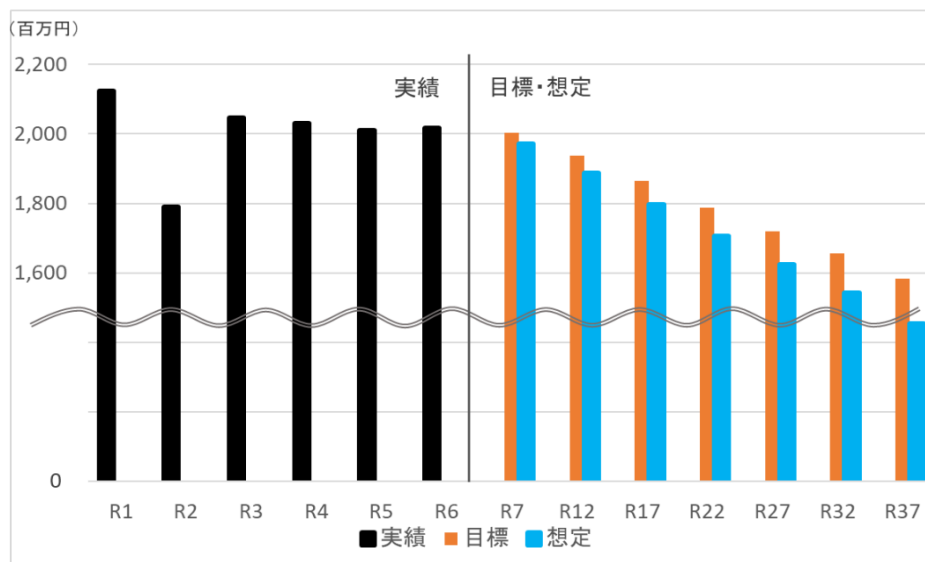
(税抜) (千円)

年 度	R02	R03	R04	R05	R06
使用料	1,789,209	2,045,246	2,031,266	2,008,864	2,016,768

使用料収入の見込み

(税抜) (千円)

年 度	R07 末	R12 末	R17 末	R22 末	R27 末	R32 末	R37 末
使用料 (予測1)	2,002,853	1,937,214	1,863,737	1,786,693	1,719,935	1,655,208	1,583,017
使用料 (予測2)	1,970,398	1,886,923	1,795,756	1,706,428	1,623,384	1,542,320	1,454,557



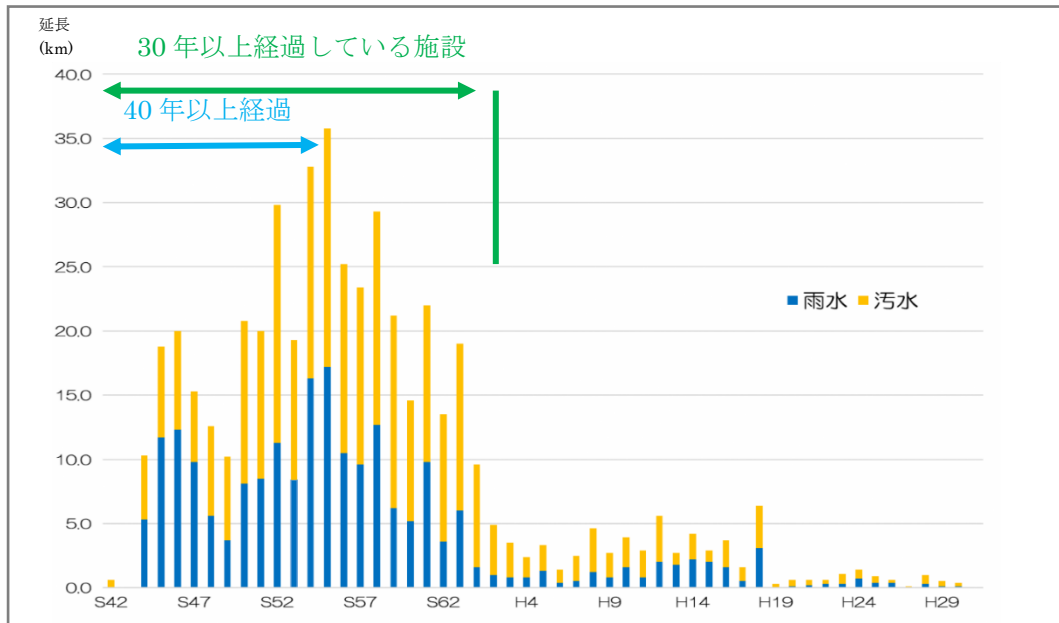
#### (4) 施設の見通し

現在、多摩市下水道事業では、管路施設（水路含む）：約564km、雨水排水ポンプ施設：3箇所、水源ポンプ施設：1箇所、汚水マンホールポンプ施設：6箇所、樋管：4箇所の施設を管理しています。

多くの下水道施設は、急速な都市化に対応するために、短期間に集中して整備されたこともあり、今後、標準的な耐用年数の50年を迎える施設が急激に増加します。そのため、平成30年度にストックマネジメント計画を策定し、以降は、市内をブロック単位に分けて調査等を行い、部分補修を基本とした施設の長寿命化を実施してきました。近年の浸入水による被害や社会情勢の変化等、市を取り巻く状況を鑑みて、令和5年度には計画の改定を行い、より広範なエリアで

の調査・点検の実施とスパン（路線）全体の改築を主体とする工法に切り替えました。しかし、依然として管渠及びポンプ施設の老朽化対策には、80年間で最大約848億円の経費が見込まれており、安定的なサービスを提供していくためにも、同計画に基づいた改築・更新、維持管理を実施していく必要があります。また、老朽化対策の他にも、施設の耐震化や耐水化による施設の強靱化を図るとともに、道路工事等にあわせて鉄蓋交換等を実施します。

管路施設の年度別整備延長



出典「多摩市下水道プラン2020」

施設の改築・修繕費用の推移

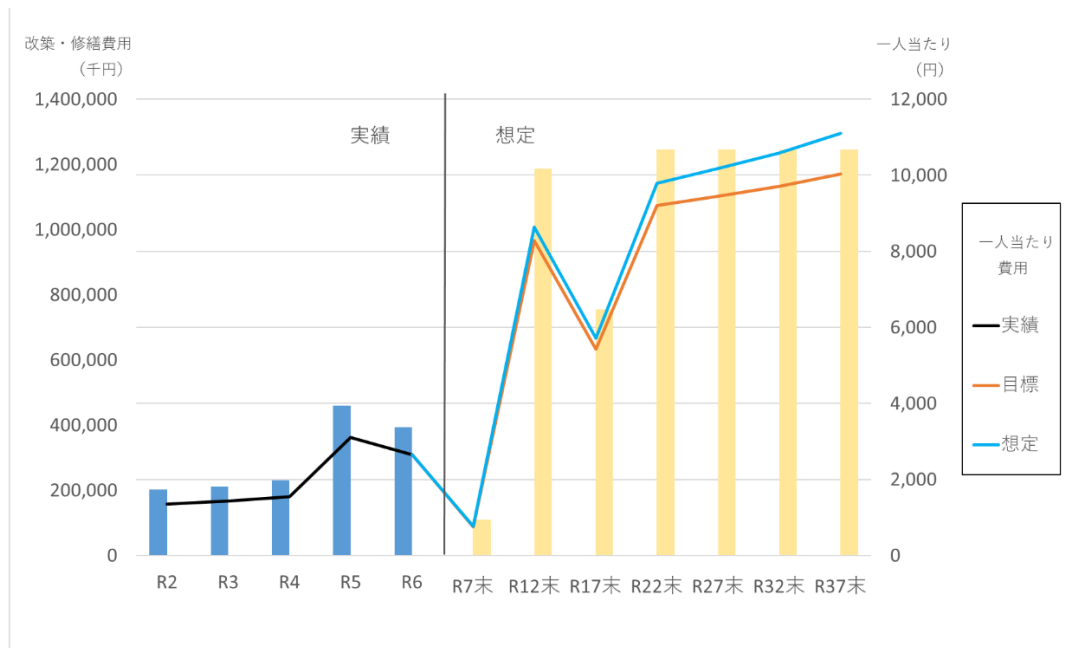
(税込) (千円)

年 度	R02	R03	R04	R05	R06
改築・更新 修繕費	201,819	212,341	230,156	459,054	393,830

施設の改築・修繕費用の見通し

(税込) (千円)

年 度	R07 末	R12 末	R17 末	R22 末	R27 末	R32 末	R37 末
改築・更新 修繕費	109,051	1,186,637	755,082	1,244,368	1,244,368	1,244,368	1,244,368



## (5) 組織の見通し

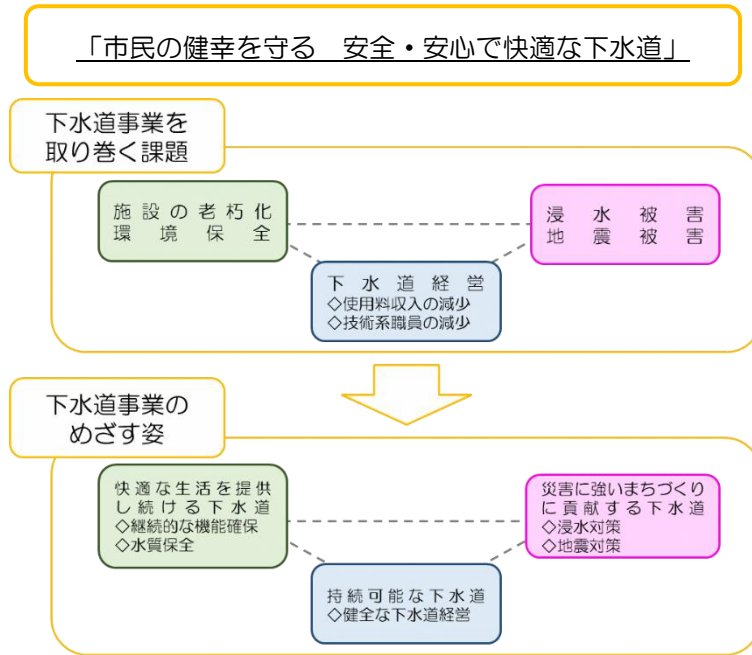
今後、老朽化施設の改築・更新や修繕が本格化するにつれ、施設の工事監理等を実施するための人手（職員）が必要になる可能性があります。一方で全庁的な職員不足も懸念されており、現状の職員体制で事業を継続していくことを念頭に置かなければなりません。

こうした状況から、下水道事業では維持管理に係る業務の効率化を検討・推進しており、その一環として民間の活力や機動力を活かした下水道施設包括的維持管理業務委託を令和4年度に導入しました。また、同年には東京都との連携により、区市町村が良好な事業運営を継続し、効率的な管理等の取組を促進することを目的として、「東京都の汚水処理に関する広域化・共同化計画」が策定され、水質検査の共同実施といった既存の取組のほか、維持管理、排水設備指導、下水道BCP（事業継続計画）等についても共同化の検討を進めています。このような取組を通じて、現行の体制の維持に努めます。

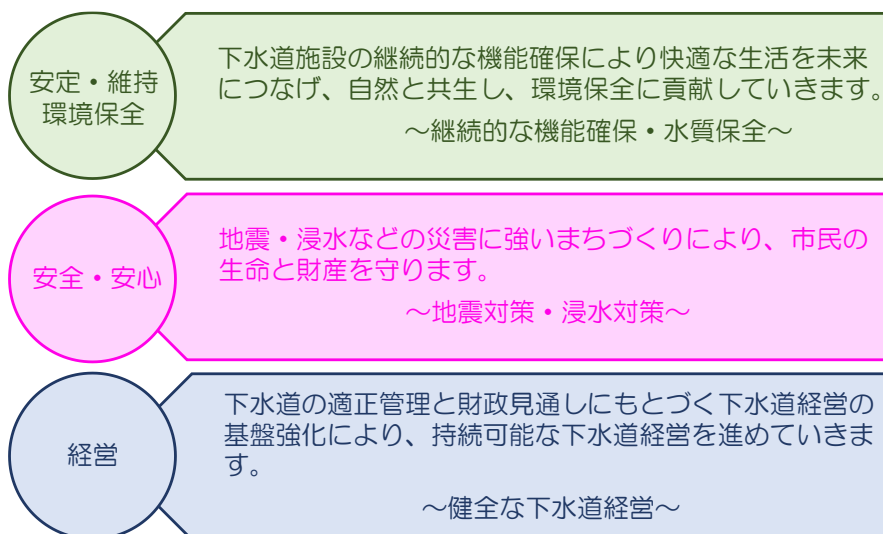
### 3 経営方針

多摩市下水道事業では、安定した下水道経営のもとで、質の高いサービスを持続していくとともに、安全・安心で快適なまちづくりと良好な水環境の保全、循環型社会形成に貢献し、市民が健幸に暮らし続けられる豊かなまちを次代へ継承していくことを目指し、基本理念、基本方針を以下のように定めました。

#### 【基本理念】



#### 下水道事業の基本方針



出典「多摩市下水道プラン2020」

## 4 投資・財政計画（収支計画）

### （1）投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおり

### （2）投資・財政計画（収支計画）に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

目標	・各種計画に基づいて施設の更新等を行い、安全・安心なサービスを提供します。
----	---------------------------------------

#### ○下水道施設の更新について

老朽化対策として、ストックマネジメント計画に基づき投資を実施していきます。管渠に対し「健全度」ランクを設定し、健全度Ⅳ（異常の規模が大きく、早急に対策が必要な状態）及び健全度Ⅴ（流下機能を有していない状態）の管渠を改築・更新及び修繕の対象とし、管渠の機能停止等に陥る危険性を回避します。ポンプ施設については、設備の重要度や性質別に状態監視保全（定期的に健全性を確認し対応を行う設備）・時間計画保全（劣化状況が不明瞭であり一定周期で対応する設備）・事後保全（異常の兆候や故障の発生後に対応する設備）の3つの管理方針を定め、適切な維持管理を行いながら機能確保に努めます。

ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の更新等に要する経費は、令和8年から令和17年までに105.6億円と見込んでいます。これらの事業に要する財政的な負担は、収支状況や人員などを含めた事業の実現性を考慮し、可能な範囲で各年度に平準化することで、単年度あたりの支出額の抑制に努めます。なお、ポンプ施設における経費については、時間計画保全の設備を対象とし、その他の設備については老朽化や損傷の度合いに応じて、優先度の高いものから対応していくことで、安全かつ安定的なサービスの提供を行っていきます。

#### ○流域下水道への建設費・改良費負担金について

本市の各家庭等から排出された汚水は、公共下水道の污水管から流域下水道幹線を通り、稲城市に所在する南多摩水再生センターで処理されています。流域下水道と水再生センターについては東京都が管理をしています。本市では、流域下水道施設の建設、改築等に掛かる経費分として、建設費負担金を、施設改良に係る経費分として、改良費負担金を東京都下水道局に支払っています。各負担金については、令和8年から令和17年までに25.3億円と見込んでいます。建設負担金は工事量による増減が多いため直近の実績値と同額を、改良負担金は物価上昇等の影響を受け、今後も増額傾向にあるため、直近の上昇率等も加味して積算しています。

## ② 財源についての説明

目標	<ul style="list-style-type: none"><li>・より利率の高い金融商品等による資金運用を行うことで、収益を向上させます。</li><li>・不明水対策を実施することにより、汚水処理費の増大を抑え、経費回収率100%以上を維持します。</li></ul>
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ○一般会計からの繰入金について

総務省が毎年発出している地方公営企業繰入金通知に基づいて算出しており、この基準を超える繰入は行っていません。今後も基準外の繰入を行わないことを前提に事業を進めていきます。

### ○下水道使用料（改定等）について

収支計画のとおり、計画期間中の経常収支は黒字を維持できる見通しとなっているため、直ちに下水道使用料の改定の必要はないと考えられます。しかしながら、物価高騰等に伴う各種負担金の値上がりや下水道施設の更新に係る費用の増大など、現在の想定を超える支出が見込まれる場合には、下水道使用料の改定についても視野に入れて取り組んでいくこととなります。そこで、経営戦略の改定は3年から5年の期間内に行いますが、事業運営においては実績の振り返りと収支計画の更新を毎年行うことにより、将来的な予測から改定が必要となる時期を的確に把握できるようにします。

### ○収入増加の取組について

その他、対象事業においては国庫補助金や都補助金といった資金の獲得に努めます。また、施設の更新費用として新たな企業債の借入れは行わない見通しです。本計画期間中、企業債に代わる財源として、建設改良工事に充てる目的で積み立てている「建設改良積立金」を活用していきます。積立金には各年度の純利益を積み立てており、純利益を増加させる取組としては、定期預金等の利率が高い金融商品による資金運用を継続します。日頃より情報収集を行い、運用可能額を適正に把握したうえで、事業運営に支障をきたさず最大限の利益を上げられるよう努めます。

### ○支出削減の取組について

下水道使用料で回収すべき経費をどの程度下水道使用料で賄えているかを表した指標である経費回収率（下水道使用料÷汚水処理費）は、令和6年度で148.1%となっており、経営状況は良好ですが、「2 将来の事業環境（3）使用料収入の見通し」でも示したとおり、下水道使用料は減少傾向にあります。そのため、汚水処理費の増大を抑えるため、不明水対策を実施していきます。排水設備新設時の全数検査による誤接箇所からの直接浸入水を防止するとともに、施設の修繕工事等により浸入水の防止に努めます。

### ③ 投資以外の経費についての説明

#### ○民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等）

下水道施設の維持管理に係る経費については、下水道施設の包括的民間委託の導入を行い、効率的な事務を実施しています。現在の委託契約は第二期目（令和7年度から令和10年度）で、933,556千円の債務負担行為のもと、契約を行っています。委託内容は主に定型的な保守点検や清掃、除草などの用地管理に加え、緊急的な調査や一定規模の補修工事となっています。

#### ○修繕費に関する事項

令和7年度決算見込額をベースに、GDPデフレーター変化率（内閣府「中長期の経済財政に関する試算（令和7年1月17日）」における成長移行ケースを採用）を加味して計上しています。なお、現在のストックマネジメント計画では、改築を主体としており費用の区分は投資となるため、修繕費に関しては緊急的な対応に要する費用を想定しています。

#### ○委託費に関する事項

ストックマネジメント計画では、管渠のうち汚水施設については10年に1回、雨水施設については15年に1回の点検・調査を行うことを規定しています。今回の収支計画においては、汚水・雨水の各3エリアを対象に調査を行っていくこととしており、それらの委託費用を計上しています。また、ポンプ施設についても定期的な点検や整備を規定しており、それらの委託費用を計上しています。

#### ○その他

東京都が管理する流域下水道と水再生センターの維持管理に係る流域下水道維持管理負担金を計上しています。令和8年度から維持管理負担金の処理単価が値上げになること、有収水量の減少などを加味しつつ、令和8年から令和17年までに要する経費は85.5億円と見込んでいます。

また、光熱水費や動力費といった物価の上昇を見込むべきものについては、修繕費と同様の方法で算出しています。

### （3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

##### ○広域化・共同化・最適化に関する事項

「東京都の汚水処理に関する広域化・共同化計画」に基づき、施設の維持管理、排水設備指導、下水道BCP（事業継続計画）等において引き続き広域化・共同化の検討を行います。

##### ○投資の平準化に関する事項

今後の使用料収入の減少に伴い、事業に充てられる資金も限られていきます。このような財政状況の中で適正な管理を実現していくため、ストックマネジメント計画に基づく予防保全型

の維持管理により、大規模で集中的な施設の更新といった支出の発生を抑制し、事業量が急激に増加することのないよう抑制を図っていきます。

#### ○下水道施設の耐震化・耐水化について

耐震化については、「多摩市下水道施設総合地震対策計画」等に基づき、平成18年度から平成27年度に実施しました。同計画では、地震時においても下水道が最低限有すべき機能確保のため、幹線や避難所の下流部などを重要路線と位置づけ、マンホールと管渠の接合部を改良する耐震化を行っています。

ここで、令和6年1月に発生した能登半島地震では、上下水道施設に甚大な被害が発生し復旧が長期化したことから、上水道と下水道が連携して耐震化を行う重要性が確認されました。これを受けて、令和7年1月には「多摩市上下水道耐震化計画」を策定し、水道事業者と下水道事業者が共通して指定している重要施設の排水施設について耐震化の対象とするとともに、これまで実施してきたマンホールと管渠の接合部の改良に加え、マンホール浮上防止対策や、耐震性能が不足している管渠の改築等を組み入れました。今後、実施に向けた具体的な検討を進めていきます。

また、耐水化については、令和7年1月に策定した「多摩市耐水化計画」に基づき実施していきます。同計画は、近年全国的に多発する水害により、下水道施設そのものが被災し市民生活に大きな影響を与えていることを踏まえ、豪雨災害時における施設の機能の確保や早期復旧のための対策方針を定めたもので、設備の高所移設や止水壁の設置等を実施するものです。今後、効率的・効果的に計画を進めるため、ストックマネジメント計画などの関連計画と整合を取りながら実施に向けた具体的な検討を進めていきます。

#### ○その他の取組

令和9年度に多摩市雨水対策方針のアクションプランを策定する予定です。そこには東京都豪雨対策基本方針で定められた多摩地域における目標降雨の引き上げに対して本市の下水道施設整備の行動計画を示す予定です。ストックマネジメント計画や多摩市耐水化計画などの他の計画との整合を図りつつ適切な下水道施設整備を行い、雨水対策を推進します。

また、令和7年1月28日に埼玉県八潮市において、下水道管路の破損に起因すると推定される道路陥没事故が発生しました。これを受けて、国は各下水道事業者へ点検や調査を要請するとともに、同年2月に対策検討委員会を設置し、今後の管路の点検・調査について検討しています。その中では、社会的影響や損傷の発生もし易さなどを考慮し、点検・調査の高頻度化や複数の手法を組み合わせる高度化などと合わせ、重要な事項については国の基準とすることが検討されています。これらは、ストックマネジメント計画に伴う委託料や投資等に大きな影響を及ぼすものと想定されるため、国の動向を注視しつつ、必要に応じて計画の変更等に対応していきます。

## ② 今後の財源についての考え方・検討状況

### ○使用料の見直しに関する事項

収支計画上は、ただちに使用料の改定は必要ないと見込んでいますが、物価高騰等に伴う各種負担金の値上がりや下水道施設の更新に係る費用の増大など、現在の想定を超える支出が見込まれる場合には、下水道使用料の改定についても視野に入れて取り組む必要があります。事業運営を行う中で改定が必要と判断した場合には、各種計画に基づき、改定率や改定時期の検討といった必要な準備のほか、市民へ向けた周知のための取組を行います。

### ○資産活用による収入増加の取組について

現在のところ活用できる財産は乏しいことから、本件に関しては国の動向の把握や他団体の事例収集等に努め、今後のこととして検討していきます。

## ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

### ○民間活力の活用に関する事項（ウォーターPPPについての検討状況）

「ウォーターPPP（Public Private Partnership）」とは、水道、工業用水道、下水道などの水インフラ分野を対象とした官民連携の方式であり、施設の維持管理と更新を一体的に発注することで効率化等が図られるもので、安定的な下水道事業の運営のため国が導入を推奨しています。

本市では、下水道施設における包括的維持管理を令和4年度から導入していますが、定型的な日常管理を主体とするもので、ウォーターPPPの要件である施設の更新に関連する業務は含まれていません。

今後は、これまでの包括的維持管理の効果や官民双方のリスク等を踏まえ、ウォーターPPPの導入について検討を進めていきます。

### ○職員給与費に関する事項

職員給与費については、今後、老朽化施設の改築・更新や修繕が本格化した場合、施設の工事監理等を実施する施設担当の職員数が必要になる可能性があるものの、可能な範囲で投資の平準化を図り、業務量の増加を抑えることで対応していきます。また、職員間におけるノウハウの継承や業務に必要な研修の受講、資格の取得等といったサポートを通じて人財を育成し、限られた人員でも業務を遂行できる体制の構築を目指します。

### ○動力費に関する事項

設備の入れ替えの際には、省エネルギーの製品を選択する等、環境への負荷軽減とともに支出の削減に努めます。

### ○修繕費に関する事項

ストックマネジメント計画に基づく施設の維持管理を予防保全型で行うことにより、修繕費に係る費用の削減を図ります。

○委託費に関する事項

委託費の大部分をストックマネジメント計画に基づく点検や調査にかかる費用が占めていることから、低コストで効率的な調査手法の導入に向けた研究を行います。

(4) 経費回収率の向上に向けたロードマップ

経営比較分析表に見る本市の経費回収率は概ね140%台で推移してきましたが、今後は使用料収入が減少していく一方、各種負担金やストックマネジメント計画に基づく施設の更新工事等の支出の増大に伴い、経費回収率は徐々に下がっていく見込みです。計画期間中は100%以上を維持することを目標として、事業の優先度や平準化を念頭に収支計画を作成しました。物価上昇や緊急対応など、計画値に大きな変動が生じると想定される場合には、時期等にかかわらず、見直しを実施します。

計画期間	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
経費回収率 (目標)	107.9	103.3	102.4	101.6	103.4	103.3	102.8	100.5	100.6	100.8
使用料適正化 に向けた検討	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
計画改定			●				●			

## 5 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

本経営戦略は、概ね3～5年で見直しを行うことを予定しています。

その際、各種計画の実施状況等を踏まえ、計画値とのかい離等を分析し、その結果を次期経営戦略へと反映させることで、計画策定（Plan）、実施（Do）、検証（Check）、見直し（Action）のプロセスを計画的に行っていきます。また、「多摩市下水道プラン2020」やストックマネジメント計画など関連する計画を改定する際には連動して本計画の見直しを実施します。

中間見直し及び改定を行った場合には、議会に報告するとともに、公式ホームページ等にて公表を行います。

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区分	年度	年度														
		令和16年度 (決算)	令和17年度 (見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度			
収益	1. 営業収益	2,249,842	2,360,437	2,380,964	2,163,126	2,124,730	2,300,899	2,295,746	2,277,387	2,067,794	2,167,535	2,160,299	2,132,472			
	(1) 料収	2,016,768	1,979,642	1,958,952	1,936,808	1,920,113	1,903,485	1,886,923	1,868,541	1,850,234	1,832,000	1,813,841	1,795,756			
	(2) 受託工事収益	233,074	380,795	422,012	226,318	204,617	397,414	408,823	408,846	217,560	335,535	346,458	336,716			
収益	2. 営業外収益	929,899	927,241	927,319	838,731	793,173	763,789	735,533	708,362	682,232	653,912	633,985	610,717			
	(1) 補助金	25,527	35,512	28,891	21,652	6,615	6,578	6,546	6,522	6,506	5,861	5,861	5,861			
	(2) 他	8,681	8,401	6,941	6,652	6,615	6,578	6,546	6,522	6,506	5,861	5,861	5,861			
収益	3. 長期前受金	16,846	27,111	21,750	15,000											
	(1) 収入	880,610	855,880	837,603	784,570	735,849	708,302	681,878	656,531	632,217	608,892	586,515	565,047			
	(2) 他	23,762	35,849	61,025	52,509	50,709	48,909	47,109	45,309	43,509	39,159	41,609	39,809			
収益	4. 営業費用	3,179,741	3,287,678	3,308,283	3,001,857	2,917,903	3,064,688	3,031,279	2,985,749	2,750,026	2,821,447	2,794,284	2,743,139			
	(1) 職員給与	2,574,373	2,964,246	3,060,015	2,893,875	2,841,620	2,968,170	2,936,490	2,892,254	2,653,107	2,751,503	2,705,358	2,657,790			
	(2) 退職給付	88,964	88,394	97,817	94,700	97,172	99,804	102,429	105,133	107,826	110,596	113,447	116,380			
支出	5. 経費	4,922	3,316	2,414	1,676	1,112	659	301	136	41						
	(1) 支払利息	20,194	2,797	37,549	32,153	18,639	15,447	32,921	34,219	34,245	34,245	34,245	16,775			
	(2) 他	2,599,189	2,970,359	3,065,226	2,933,100	2,874,885	3,015,486	2,955,430	2,907,837	2,686,069	2,785,722	2,739,603	2,674,565			
経常	6. 営業外費用	580,552	317,319	243,057	68,757	43,018	49,202	75,849	77,912	63,957	35,725	54,681	68,624			
	(1) 支払利息	4,922	3,316	2,414	1,676	1,112	659	301	136	41						
	(2) 他	20,194	2,797	37,549	32,153	18,639	15,447	32,921	34,219	34,245	34,245	34,245	16,775			
特別	7. 繰越利益剰余金	580,552	317,319	243,057	68,757	43,018	49,202	75,849	77,912	63,957	35,725	54,681	68,624			
	(1) 繰越利益剰余金	580,552	317,319	243,057	68,757	43,018	49,202	75,849	77,912	63,957	35,725	54,681	68,624			
	(2) 繰越利益剰余金	580,552	317,319	243,057	68,757	43,018	49,202	75,849	77,912	63,957	35,725	54,681	68,624			
繰上	8. 繰上未収金	12,926,496	13,042,270	13,198,395	12,712,972	12,668,020	12,609,045	12,503,135	12,468,747	12,412,154	12,314,302	12,112,653	12,248,341			
	(1) 繰上未収金	369,180	446,808	492,511	536,817	257,573	1,407,649	1,316,675	1,304,412	818,139	358,495	1,106,580	1,095,011			
	(2) 繰上未収金	538,692	254,686	279,641	454,933	393,740	563,165	563,385	537,845	395,516	357,628	514,284	433,872			
繰上	9. 繰上一時借入金	46,948	41,502	34,130	27,482	24,431	13,107	7,096	4,564							
	(1) 繰上一時借入金	46,948	41,502	34,130	27,482	24,431	13,107	7,096	4,564							
	(2) 繰上一時借入金	46,948	41,502	34,130	27,482	24,431	13,107	7,096	4,564							
繰上	10. 繰上未払金	482,480	209,312	236,521	419,098	360,956	541,705	547,936	524,929	387,163	349,275	505,931	425,519			
	(1) 繰上未払金	482,480	209,312	236,521	419,098	360,956	541,705	547,936	524,929	387,163	349,275	505,931	425,519			
	(2) 繰上未払金	482,480	209,312	236,521	419,098	360,956	541,705	547,936	524,929	387,163	349,275	505,931	425,519			
地方	11. 地方財政法施行令第15条第1項により算定した資産不足額	2,249,842	2,360,437	2,380,964	2,163,126	2,124,730	2,300,899	2,295,746	2,277,387	2,067,794	2,167,535	2,160,299	2,132,472			
	(1) 地方財政法施行令第15条第1項により算定した資産不足額	2,249,842	2,360,437	2,380,964	2,163,126	2,124,730	2,300,899	2,295,746	2,277,387	2,067,794	2,167,535	2,160,299	2,132,472			
	(2) 地方財政法施行令第15条第1項により算定した資産不足額	2,249,842	2,360,437	2,380,964	2,163,126	2,124,730	2,300,899	2,295,746	2,277,387	2,067,794	2,167,535	2,160,299	2,132,472			
健全	12. 健全化法施行令第16条により算定した資産不足額															
	(1) 健全化法施行令第16条により算定した資産不足額															
	(2) 健全化法施行令第16条により算定した資産不足額															
健全	13. 健全化法施行令第6条に規定する健全化法施行令第17条により算定した資産不足額															
	(1) 健全化法施行令第6条に規定する健全化法施行令第17条により算定した資産不足額															
	(2) 健全化法施行令第6条に規定する健全化法施行令第17条により算定した資産不足額															
健全	14. 健全化法施行令第22条により算定した資産不足額															
	(1) 健全化法施行令第22条により算定した資産不足額															
	(2) 健全化法施行令第22条により算定した資産不足額															

# 投資・財政計画

(単位:千円)

区分	年度											
	令和6年度 (決算)	令和7年度 (見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
1. 企業												
うち資本費平準化債												
2. 他会計出資金												
3. 他会計補助金	95,282	31,497	38,492	277,739	36,197	994,473	893,079	881,874	587,960	12,040	750,250	749,468
4. 他会計負担金												
5. 他会計借入金												
6. 国(都道府県)補助金												
7. 固定資産売却代金	1											
8. 工事負担金												
9. その他												
計	95,282	31,498	38,493	277,739	36,197	994,473	893,079	881,874	587,960	12,040	750,250	749,468
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額												
(B)												
(C)												
1. 建設改良費	461,740	31,498	38,493	277,739	36,197	994,473	893,079	881,874	587,960	12,040	750,250	749,468
うち職員給与	23,162	405,032	654,211	877,970	677,521	1,638,042	1,630,945	1,526,625	1,198,128	609,998	1,436,417	1,031,158
2. 企業債償還金	58,860	46,948	41,502	34,130	27,482	24,431	13,107	7,096	4,564		27,890	28,283
3. 他会計長期借入返還金												
4. 他会計への支出金												
5. その他												
計	520,600	451,980	695,713	912,100	705,003	1,662,473	1,644,052	1,533,721	1,202,692	609,998	1,436,417	1,031,158
(D)												
(E)												
(F)												
(G)												
(H)												
資本的収入												
不足する額												
補填財源												
1. 損益剰余金処分額		7,209	42,630	32,121	25,436	22,580	11,725	6,136	4,564			
2. 繰越工事資金												
3. 繰越工事資金												
4. その他												
計	425,318	413,273	614,590	602,240	643,371	645,419	739,248	645,711	610,168	597,958	686,167	281,690
(F)												
(E)-(F)												
補填財源不足額												
他会計借入金残高												
企業債残高	199,259	152,311	110,809	76,680	49,198	24,767	11,660	4,564				

(単位:千円)

区分	年度											
	令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的収支分	233,603	383,802	424,180	227,575	205,838	398,597	409,974	409,973	218,672	336,001	346,925	337,182
うち基準内繰入金	233,603	383,802	424,180	227,575	205,838	398,597	409,974	409,973	218,672	336,001	346,925	337,182
うち基準外繰入金												
資本的収支分	95,282	31,497	38,492	277,739	36,197	994,473	893,079	881,874	587,960	12,040	750,250	749,468
うち基準内繰入金	95,282	31,497	38,492	277,739	36,197	994,473	893,079	881,874	587,960	12,040	750,250	749,468
うち基準外繰入金												
合計	328,886	415,299	462,672	505,315	242,034	1,393,071	1,303,054	1,291,847	806,632	348,041	1,097,175	1,086,650

原価計算表

供用開始年月日 昭和 42 年 3 月 29 日  
 処理区域内人口 148,335人(R7.3.31時点)  
 計算期間 自 2026 年 4 月 至 2031 年 3 月  
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 2,016,768	千円 1,911,573	千円	千円 1,911,573
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他	1,163,024	1,159,721		1,159,721
合 計	3,179,792	3,071,294	0	3,071,294

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
管渠費	人件費			
	給 料	千円	千円	千円
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	修 繕 費	113,326	7,825	7,825
	材 料 費	11,078	17,461	17,461
	路 面 復 旧 費			0
	委 託 料	196,332	491,025	491,025
そ の 他	2,698	3,892	3,892	
小 計	323,434	520,203	0	520,203
ポンプ場費	人件費			
	給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	動 力 費	1,449	3,775	3,775
	修 繕 費	475	514	514
	材 料 費			0
	薬 品 費			0
委 託 料	21,134	20,553	20,553	
そ の 他	57	58	58	
小 計	23,115	24,900	0	24,900
処理場費	人件費			
	給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	動 力 費			0
	修 繕 費			0
	材 料 費			0
	薬 品 費			0
委 託 料			0	
そ の 他			0	
小 計	0	0	0	0
一般管理費	人件費			
	給 料	42,693	42,039	42,039
	諸 手 当	40,280	36,355	36,355
	福 利 費	14,976		0
	流域下水道管理運営費負担金	570,309		0
	委 託 料	192,430		0
	そ の 他	38,559		0
小 計	899,247	78,394	0	78,394
資本費	支 払 利 息	4,622	1,233	1,233
	減 価 償 却 費	1,319,229	1,238,509	1,238,509
	企 業 債 取 扱 諸 費	31,278	13,178	13,178
	小 計	1,355,129	1,252,920	0
合 計 (Y)	2,600,925	1,876,417	0	1,876,417

資 産 維 持 費 ( Z )	
使 用 料 対 象 経 費 ( Y ) + ( Z )	1,876,417

(X) / ((Y) + (Z)) \* 100 = 101.9%



印刷物番号
-------

7-60
------

多摩市下水道事業経営戦略

令和8年3月発行

発行 東京都多摩市

頒布価格 90円

編集 東京都多摩市下水道部下水道課

〒206-8666

東京都多摩市関戸六丁目12番地1

電話 042-338-6843